

東吾妻町指定管理者選定委員会 委員一覧

区 分	所属・役職 など	備 考
公募による委員	町民代表	
町長が適当と認める委員	学識経験者	
町長が適当と認める委員	東吾妻町商工会長	
町長が適当と認める委員	税理士	
町長が適当と認める委員	金融機関代表	
町長が適当と認める委員	東吾妻町副町長	
専門委員	専門的知識を有する者（税理士）	

※東吾妻町指定管理者選定委員会条例（平成21年東吾妻町条例第28号）第3条の規定により、選定委員会は、委員6名で組織する。

※選定委員の任期は、町長の当該諮問に係る調査審議が終了したときまでとする。

※町長は、必要に応じ専門的知識を有する者を専門委員として委嘱することができる。